# 重要事項説明書

介護福祉施設サービスを提供するにあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業所が説明 すべき事項は、次のとおりです。(令和5年4月1日現在)

### 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 幸 洋 福 祉 会
主たる事務所の所在地	下松市大字来巻944番地の1
法 人 種 別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 中 島 洋 二
電話番号	0833-47-1220

### 2. ご利用施設

施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム 松 寿 苑
施 設 の 所 在 地	下松市大字来巻944番地の1
都道府県知事指定番号	山口県3570700173号
施設長の氏名	亀 山 雄 樹
電話番号	0833-47-1220
F A X 番 号	0833-47-1222

#### 3. ご利用施設が併せて実施する事業

事業の種類	都 道 府 県	都 道 府 県 知 事 の 指 定		
	指定年月日	指定番号		
短期入所生活介護	平成12年4月1日	山口県3570700173号	10名	
通 所 介 護	平成12年4月1日	山口県3570700082号	35名	
居宅介護支援事業	平成12年4月1日	山口県3570700033号		
訪 問 介 護	令和 元年6月1日	山口県3570701205号	40名	

### 4. 施設の目的と運営方針

施設	の	要介護老人に対して、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的と
	的	する。
		1. 'ユニットケア'とは、「なじみの関係の中で、利用者が自分の生活リズム
		で自分らしく生活できるように支援する」ことにより、自己決定の尊重・残存
施設	の	能力の活用・生活の継続性の保持の3つを保証し、以て要介護状態にあっても
		、人としての尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した生活を営むこと
		ができるよう支援することを目的とするものであり、当施設は、このユニ
運営方	針	ットケアという個別処遇(個人処遇、個性処遇)の手法を最大限活用して
		当法人の基本方針である「利用者及びその家族への'安心'の提供」をさ
		らに推進する。
		2. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営
		を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保
		険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密
		接な連携に努める。

# 5. 施設の概要

特別養護老人ホーム「松寿苑」

敷 地		9,310.17m²
	構造	鉄筋コンクリート3階建 耐火構造 冷暖房完備
建物	延床面積	5,417.09m²
	利用定員	70名
ユニット	ユニット数	8ユニット(うちショートステイ1ユニット)
	入居定員	1 0名

### (1)居室

居室の種類	室数	面積	1 人当たり面積
1人部屋	70	1,195.6m²	17.08m²

### (2)主な設備

設備の種類	数	面積	備考
共同生活室	8	327.04m²	
機能訓練室	1	67.13m²	平行棒、滑車訓練器他
浴室	10	86.16m²	特殊2室•一般浴8室
医 務 室	1	23.27m²	

### 6. 職員体制

	従業		区分		常勤換	指定				
従業者の職種	者の	常	勤	勤 非常勤		非常勤		算後の	基準の	保有資格
	員数	専従	兼務	専従	兼務	人 員	員 数			
施設長	1		1			1. 0		社会福祉士		
医師	2				2	1. 0	1.0	医師(2)		
生活相談員	3	2	1			2. 5	1	社会福祉士(2)		
介護職員	46	37	2	9		42.5	<b>%</b> 1	介護福祉士(36)		
看護職員	5	5				5. 0		正看(5)		
栄 養 士	2	2				1. 0	1.5	管理栄養士(2)		
機能訓練指導員	2	2				1. 0	2	准看護師(2)		
介護支援専門員	2		2			1. 0	1	介護支援専門員(2)		

<sup>※</sup>日中については、ユニット毎に常時1名以上、夜間については2ユニット毎に1名以上を配置します。

# 7. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤	務	体	制	休	睱
施設長	勤務時間帯(	8:30~1	7:30)		1カ月3	变形
					労働時	間制
医師	週2日(1日	1.5時間)			週休	5⊟
生活相談員	勤務時間帯 (	8:00~	17:00)		1カ月3	变形
	勤務時間帯(	8:30~	17:30)		労働時間	間制
	勤務時間帯(	10:00~	19:00)		フレッ	クス

介護支援専門員	勤務時間帯( 8:00~17:00)	タイム制
	勤務時間帯( 8:30~17:30)	
	勤務時間帯(10:00~19:00)	
栄 養 士	勤務時間帯(8:00~17:00)	1 力月変形労働時間制
	勤務時間帯(10:00~19:00)	フレックスタイム制
	早出勤務( 7:30~16:30)	
	日勤勤務 ( 8:00~17:00 )	
	(7:30~18:30)	
介護職員	遅 出 勤 務(10:00~19:00)	
	夜間勤務(17:00~ 9:00)	1 力月変形
	※看護職員又は介護職員を、日勤帯では各ユニットに1名	労働時間制
	以上、夜勤帯では2ユニットに1名配置します。	
	勤務時間帯( 8:00~17:00 )	
看 護 職 員	勤務時間帯( 8:30~17:30)	
	※看護職員は夜間の緊急時連絡体制あり。	
機能訓練指導員	勤務時間帯( 8:00~17:00)	
	勤務時間帯( 8:30~17:30)	

注:看護職員・介護職員の勤務時間については常勤職員の時間帯を記載しています。

### 8. 職員の順守事項(運営規程第第7条抜粋)

	1. 本所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族
	の秘密を漏らしてはならない。なお本所は、本所の職員であった者に、
	業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為に、職員でなくな
	った後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約
秘密保持	の内容とする。
	2. 本所の職員は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用
	いる場合にはその利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場
	合はその家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

### 9. 施設サービスの概要

### (1)介護保険給付によるサービス

		(食事時間)
		朝 食 8:15~ 9:45
		昼 食 12:00~13:30
		夕 食 17:45~19:15
食	事	(食事場所)
		食事は、出来る限り離床して共同生活室で食べて頂くよう配慮して
		(その他)
		食べられないものやアレルギーがある方は、事前にご相談下さい。
排	泄	ご利用者の身体的能力に応じて、トイレ誘導・ポータブルトイレの配置・
		おむつ使用など適切に排泄介助を行い、排泄の自立を援助します。

	(入浴日)
	一般浴 月・火・水・木・金・土曜日・日曜日
	特別浴 月・火・水・木・金・土曜日・日曜日
入浴	(なお、入浴日は施設の行事その他の理由により変更する場合があります。)
	(その他)
	予定の入浴日に入浴・シャワー浴できなかった方は、他の入浴日に入
	浴・シャワー浴して頂く、あるいは清拭を行うなどの方法により、
	身体の清潔に努めます。
	・寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。
離床、着替え	• 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
	• 適切な整容を行い、個人としての尊厳に配慮します。
整容、その他	・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は定期的に行います。
	• 衣類の洗濯は当施設、又は山口ケアサポートに委託し随時行います。
	ご利用者の身体状況、障害の程度に応じた機能訓練を行い、身体機能
機能訓練	の低下防止に努めます。
	・ 当施設の嘱託医師による診察を行い、ご利用者の健康管理に努めます
	• 緊急必要な場合には、責任をもって協力医療機関等に引き継ぎます。
健康管理	・外部の医療機関に通院される場合は、できる限り介添えの協力を致
	します。
	   行政機関への各種手続きなど、ご利用者本人及びご家族からのご相談に
相談及び援助	応じ、可能な限り必要な援助を行います。
, 20, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 1	

# (2)介護保険給付以外のサービス

サービスの種別	内	容
理美容	の機会に、理髪店又は美容院をごれ	」若しくは施設行事である個別外出等 利用下さい。 入れにつきましては、ご要望により当
金銭出納管理	のご希望に応じます。但し、このは して頂き、その収支について管理3	する金銭の出納管理について、ご利者 場合は山口銀行下松支店の口座を開設 致します。 は、ご利用者本人又は身元引受人に毎
教養娯楽等	生花・書道・手工芸などのクラブ流ョンなどを行い、施設生活が実りを	
個 別 外 出	間帯」であれば、送迎車両と付添 ※但し、行き先が「市外」である、	午前8時30分から午後5時30分の時 の職員を可能な限り調整致します。 または「午前8時30分から午後5時 、施設での対応が難しい為ご了承下さい

### 10. サービス利用料金

### (1)介護保険サービス

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額となります。

介護保険給付

<基本施設サービス費(ユニット型個室)>

ご利用者の	単位	1日当たりの負担金		
	<u>+10</u>			 
要介護度		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	652 単位/日	652円	1,304 円	1,956円
要介護2	720 単位/日	720円	1,440円	2,160円
要介護3	793 単位/日	793円	1,586円	2,379円
要介護4	862 単位/日	862円	1,724 円	2,586円
要介護5	929 単位/日	929円	1,858円	2,787円

### 1日当たりの利用料金[単位×10.00円(その他の地域区分)]

加算名	単位数	利用料金		自己負担		
		(×10.00円)	1割	2割	3割	
日常生活継続支援加算	46 単位/日	460円	46円	92円	138 F	]
看護体制加算	(I)	4 単位/日	40円	4円	8円	12円
	( 11 )	8単位/日	80円	8円	16円	24円
夜勤職員配置加算	(IV)	21 単位/日	210円	21円	42円	63 円
個別機能訓練加算 ( I )	12 単位/日	120円	12円	24円	36円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位/月	20円	20円	40円	60円	
初期加算	30 単位/日	300円	30円	60円	90円	
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	110円	11円	22円	33円	
□腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 単位/月	1,100円	110円	220円	330 F	}
療養食加算	6単位/回	60円	6円	12円	18円	
看取り介護加算(Ⅱ)	72 単位/日	720 円	72円	144 円	216円	1
死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72年四/日	72013	1213	14413	21013	J
看取り介護加算(Ⅱ)	  144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 F	1
死亡日以前4日以上30日以下		1,44013	17713	20013	70213	J
看取り介護加算(Ⅱ)	   780単位/日	7800円	780円	1,560円	2 240	Ш
死亡日前日及び前々日	100+111/11	7 00013	10013	1,00013	2,2+0	13
看取り介護加算(Ⅱ)死亡日当日	1580単位/日	15,800円	1,580円	3,160円	4,740	円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日	30円	3円	6円	9円	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13 単位/月	130円	13円	26円	39円	
自立支援促進加算	300 単位/月	3,000円	300円	600円	900 F.	3
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位/月	500円	50円	100円	150 F	3

安全対策体制加算(初日のみ)	20 単位/日	200円	20円	40円	60円
介護職員処遇改善加算	(I)	8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算	(I)	2.7%			

#### ①日常生活継続支援加算

重度者を新規入所受入れ、かつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

#### ②看護体制加算

- ア. 看護体制加算(I) 常勤の看護師の配置
- イ. 看護体制加算(Ⅱ) 基準を上回る看護職員の配置
- ③夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員の配置基準を超えた配置

#### ④個別機能訓練加算\_

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

#### ⑤初期加算

入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り加算

#### ⑥栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合

#### ⑦□腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合

#### 8療養食加算

利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

#### ⑨看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

#### ⑩認知症専門ケア加算

認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合

#### ⑪褥瘡マネジメント加算

褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画 的に管理を行った場合

#### 12自立支援促進加算

医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進した場合

#### 13科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCA によりケアの質を高める取組を行った場合

#### 個介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方の

場合は、市町村に申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費・食費)の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載しいる金額となります。 (日 額)

対象者		区分	ユニット	食費
		利用者負担	個室	
	生活保護受給の方			
市町村民税非課税の老年福祉年金受給の方		段階 1	820円	300円
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下の方	段階2	820円	390円
世帯全員が	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	段階3①	1,310円	650円
非課税かつ本人年金収入等が 120 万円超		段階3②	1,310円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税の方		段階4	2,006円	1,900円

#### (2) 介護保険給付外サービス

#### ①日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担頂きます。なお、郵便物の転送に係る費用は実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

#### ②特別食の提供

通常の献立とは別に特別な食事を希望された場合は、その食事提供に要した費用の実費をお支払い頂きます。

#### ③医療費の支払い

当施設の嘱託医師による健康管理や療養指導は介護保険給付サービスに含まれていますが、それ以外の医療保険適用に係る経費は、ご負担頂きます。

#### ④特別な介護機器用品

車いす・歩行器等標準的な装備以外な介護機器に以外のものを希望される場合については自費 によるレンタル又は購入となります。

- ⑤理美容の出張による理容サービスをご利用頂くことができます。
- ⑥おやつ代(レクリエーションも含む)※経口摂取できない方は省きます。 100円/日
- ※前記(1)、(2)の料金・費用は、1ケ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の指定日 までに下記の方法によりお支払い下さい(1ケ月に満たない期間のサービスに対するご利用料 金は、利用日数に基づいて計算した金額となります)
  - 1. 指定金融機関口座(山銀、JA、ゆうちょ銀行)からの自動引き落とし
  - 2. 指定金融機関への振り込み
  - 3. 施設窓口でのお支払い

#### 〈利用料等の支払い方法及び支払い期日〉

利用料等の支払い方法及び支払い期日は、次のとおりです。

ア. 当施設に生活費等の出納管理を依頼される方

お預かりします山口銀行下松支店の口座から、当月分を翌月の口座引落日:毎月20日 (20日が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日)に自動引落の方法により、お支払 い頂きます。なお、山口銀行への自動引落の手続きが終了するまでは、ご本人の通帳か ら当施設の口座への振込の方法によるものとさせて頂きます。

#### イ. 上記ア以外の方

当月分を翌月20日までに、現金持参又は口座振込の方法によりお支払い下さい。山口銀行、ゆうちょ銀行、JA の口座からの自動引き落としを希望される方につきましては、口座引落日:毎月20日(20日が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日)に自動引き落としの方法により、お支払い頂きます。

11. 貴方の施設サービス計画の策定を担当する介護支援専門員は、( )です。 )です。 サービス計画の変更のご希望等がありましたら、ご連絡下さい。

なお、担当する介護支援専門員あるいは当施設の提供する施設サービスについて、ご意見等が ございましたら、当施設の窓口まで、ご遠慮なくご連絡下さい。

#### 12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	特別養護老人ホーム松寿苑
信は別正に関する負任有	施設長 亀山雄樹

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5)介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

#### 13. 苦情等申立窓口

	受付担当者	田村則子(統括部長)
受付窓口	連絡先	電話番号 0833-47-1220
		FAX番号 0833-47-1222

#### 当施設以外の苦情受付機関

〇下松市介護保険係

〒744-8585 下松市大手町3-3-3 (0833-45-1831)

○周南市高齢者支援課

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地(0834-22-8467)

- ○光市高齢者支援課介護保険係(総合福祉センター内)
- 〇〒743-0011 光市光井2丁目2番1号 0833-74-3003
- 〇山口県国民健康保険団体連合会

〒753-8520 山口県朝田1980-7 (083-995-1010)

〇山口県福祉サービス運営適正化委員会(福祉サービス苦情解決委員会) 〒753-0072 山口市大手町9-6 ゆ~あいプラザ山口県社会福祉会館2F

(083 - 924 - 2837)

#### 当法人の苦情解決第三者委員

〇三浦紘一郎

〒744-0031 下松市花岡浴312-4 (0833-43-1758)

○浅原郁子

〒744-0028 下松市藤光町1-8-2 (0833-44-8536)

〇山田千鶴子

〒744-0061 下松市城山町15-8 (0833-41-3384)

#### ※苦情処理手順

苦情の受付	苦情受付担当者は、利用者からの苦情は随時受付け、受付に際し
	苦情の内容等を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。
	苦情受付担当者は、受付けた苦情は全て苦情解決責任者及び第三者委員に
苦情の報告・確認	報告する。但し、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思
	表示をした場合を除く。
苦情解決に向け	苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。
ての話し合い	その話し合いにおいて、第三者委員に助言又は立ち会いを求める
	ことができるものとし、苦情解決責任者もまた同様とする。
	苦情解決の記録・報告は次により行う。
苦情解決の記録・	①苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果
報告	について、書面に記録する。
	②苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者 委員に
	報告し、必要な助言を受ける。
	③苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、
	苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後報告する。
	苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、解決結果を事業報告書
解決結果の公表	等において実績を掲載し、公表する。
解決困難な苦情	解決困難な苦情の解決は、山口県福祉サービス利用援助事業等運営適正化
の対応	委員会に委ねる。

#### 14. 緊急時等の対応

当施設のサービスの提供を行っているときに、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

### 15. 事故発生時の対応・損害賠償

### (1) 事故発生直後の対応

利用者の状態確認	事故の発見者は、利用者の状態(意識・呼吸・脈の有無、顔色、怪我の有無及び程度その他)を確認するとともに、周辺の職員及び看護職員を呼び、利用者の生命又は身体の安全を最優先して、必要な臨機の処置を取る。
医療処置	看護職員は、嘱託医師の指示に基づく医療処置を行う。
責任者への連絡	施設長に事故の発生を速やかに報告し、以後職員は施設長の指示に従う。
家族への連絡	施設長は、嘱託医師の確認又は指示のもと、施設長自ら又は事故が発生した 部門の責任者又は看護職員を通じて、事故に係る利用 者の家族に連絡し、 利用者の様態その他その時点で明らかになっている範囲での事故の状況を 説明する。
関係者への報告	施設長は、必要に応じて、施設長自ら又は事故が発生した部門の苦情受付担当者等を通じ、次の関係者に報告する。 ①理事長 ②山口県及び市町村介護保険担当課

## (2)事後処理

	事故が発生した部門の責任者及び事故の発見者は、事故の態様・概況・対応
事故報告書の作成	• 原因分析等を記載した事故報告書を作成し、施設長及びその部門の苦情受
	付担当者に報告する。
家族への事故の詳	施設長及び苦情受付担当者は、事故報告書に基づいて、利用者の家族に事故
細報告	に至った経緯その他の事情など事故の詳細を説明する。
	施設長は、事故報告書に基づいて、事故に至った経緯その他の事情など事
理事長への報告	の詳細並びに利用者本人及びその家族の申し立てについて理事長に報告の
	上、以後の処理方針に関する指示を仰ぐ。
介護事故予防対策	施設長は、理事長の指示のもと、介護事故予防対策委員会を招集し、事故の
委員会の開催	原因に応じて今後の再発防止対策並びに今後の事後処理を検討する。
	本所は、本所の介護老人福祉施設サービスの提供により、入所者に賠償すべ
	き事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
損害賠償	加入保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保険代理店 有限会社 ケーアンドケーほけん企画
	TEL 0834-33-3006

### 15. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 成幸 会(下松病院)
院長名	中島洋二
所 在 地	下松市新川2丁目1番1号
電話番号	0833-41-2727
診 療 科	内科・循環器内科・リハビリテーション科
入 院 設 備	有り

### 16. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	原野歯科医院
院長名	原野有正
所 在 地	下松市大字西豊井殿ヶ浴645-2
電話番号	0833-41-6212
入院設備	無し

### 17. 非常災害時の対策

	別に定める「社会福	祉法人幸洋	福祉会消防計画書	」に則り
非常時の対応	対応します。			
	別に定める「社会福祉法人幸洋福祉会消防計画書」に則り			
	夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。			
	設備名称	設 置	設備名称	設 置
平常時の訓練	屋内散水栓	9/所	誘 導 灯	46ケ所
	消 火 器	535所	防火シャッター	55所
防 災 設 備	自動火災報知機	有	避難階段	3ケ所
	非常通報装置	有	避 難 □	1 3ケ所
	防煙パネル	35所	防火垂れ壁	6ケ所
消防計画等	(最終届出日) 平原	丸28年10	0月6日	
	(防火管理者) 村	中伸市		

### 18. 衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### 19. 感染性の発生及びまん延時の対応について

	ケア等実施の場合の留	換気が悪い密閉空間・多数があるまる密集場所・間		
	意事項	近で会話や発生する密接場所の回避を徹底		
		同時間帯・同場所での実施人数の縮小		
日頃の対応感染症対策の徹底		定期的な換気		
	その他の留意事項	ソーシャルディスタンスの確保		
		声を出す機会の最小化(マスクの着用の徹底)		
		清掃・共有物の消毒の徹底		
		手指消毒の施行の徹底		
	情報提供•報告等	速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有/山		
感染が疑われる症状が見つか		□県・家族・主治医・居宅介護支援事業所に報告		
った場合(施設長が判断)	消毒・清掃等	居室及び利用した共有スペースの消毒・清掃。		
		保健所の指示で対応		
	疫学調査への協力等	保健所が行う調査協力		

感染者が発生した場合	情報共有•報告等	速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有/山
		□県、家族、主治医、居宅介護支援事業所に報告
	消毒・清掃	居室及び利用したい共有スペースの消毒・清掃等
		保健所の指示で対応
	疫学調査への協力等	利用者の支援経過記録や面会者の情報を提供
濃厚接触者が発生した場合		原則個室移動
		部屋の換気を十分に実施する
		職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用
		ケアの開始時・終了時に手指消毒を実施する
		有症状者については、機能訓練等は実はしない

# 20. 当施設ご利用の際に、ご留意いただく事項

	・来訪者は、面会時間(10:00~16:00)を遵守し、ご面会の際に     はまる際にご記します。
来 訪 • 面 会	は面会簿にご記入下さい。
	・来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得て下さい。
	※感染症拡大防止の為面会・宿泊については制限がかかります。
外泊 • 外出	外泊・外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
	※感染症拡大防止の為外泊・外出に制限がかかります。
	施設内の居室や設備、器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。
設備器具等の利用	これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くこと
	があります。
	改正健康増進法により敷地内を全面禁煙としています。
喫煙・飲酒	飲酒は、健康管理上で支障がない方に限り、誕生会等の許可した場合
	のみできます。
	騒音等他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。
迷 惑 行 為 等	また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
	所持品の管理は当施設で用意しております床頭台等をご活用頂き、貴
貴重品等の管理	重品は相談員にお預け下さい。但し、品物によっては、お預かりする
	ことが困難な場合もあります。
宗教その他の活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動・販売活動等は、ご
	遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。